



Title	鵜本末の原型について : 定家歌論研究 (三)
Author(s)	田中, 裕
Citation	語文. 1967, 27, p. 1-13
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/68576
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

鵜本末の原型について

——定家歌論研究 (三)——

田 中 裕

一 鵜本末とは何か

今日鵜本末、鷺本末といふ称呼がそれぞれ愚秘抄上下、三五記上下の別名として通行してゐるのは板本、類従本等によるところが多いであらう。耳底記あたりにもみえてゐるが、しかし東野州聞書、釣舟、梅庵古筆伝等になるとまだ鷺本末といふ名はみえず、代りに鵜本末または鵜本鷺末の名が三五記、桐火桶と並んで掲げられてゐるのである。これらの鵜本末または鵜本鷺末が具体的に何をさしてゐたかは次の問題として、称呼に関する限り、遡って落書露頭、梵灯庵主返答書に至つても鵜本末をいふ名はみえるが鷺本末といふのは見受けなない。おそらく鷺本末の名はこれら仮託書の成立当初には存在しなかつたであらう。そして鵜本末が本来鷺本末と対する称呼でないとするなら、それは鵜本鷺末の異称と考へるのが順道であつた。^{注一}

以下鵜本末とよぶのはすべてこの意味に解してのものであることはじめにことわっておかなければならない。

ところで鵜本末または鵜本鷺末の称呼の由来であるが、これは改めていふまでもなく、親房古今集序注が、冷泉家に「うさぎ」とよばれた二合の箱の定家口伝のあつたこと、その中には六義のことが

記されてをり、冷泉方も密々この口伝の存在を宣伝してゐた由を伝へてゐると関聯すべきものであり、また落書露頭が冷泉家への「鵜本末とかいふ秘抄」の伝来してゐることを確信してゐたらしいのとも照応する事実であつた。

はたして冷泉家に如上の定家口伝が実在してゐたかどうかとなると確証しうる資料はなく、当時とて大凡風聞の域を出ない有様なので、私はいっそ否定に傾くことを旧稿で縷述したことがある（「定家歌論の批判」国語国文）。しかしこの場合重要なのは、かうした事実か風聞かの詮索ではなく、たとへ単なる風聞にもせよ、それと密接な関聯において鵜本末または鵜本鷺末と称する仮託書が成立してきたといふこの事実の側である。現に落書露頭も前述のやうな確信について記す一方、はやくも為実の謀書鵜本末のことに言及してゐるし、後の梅庵古筆伝も「鵜本鷺末桐火桶此三集世有偽本、其真者秘在家而不漏泄」と記してゐるのである。かくて現在に伝来するのが愚秘抄上下、三五記上下等であるが、その諸伝本はいづれも明らかな仮託書で、真本の系統かと思はれるものは現はれない。従つて現在の仮託書に関する限り、それと定家説との関係はせいぜいその中にどの程度定家説が含まれてゐるか、乃至は定家的なものが投影してゐる

かといふ範囲を出ないわけであるが、それさへ、結論を先取していへば、考へる余地はないやうに思ふ。つまり定家の歌論のために仮託書をあげつらふ必要はないと言ひ切れるやうに思ふが、しかし諸説の中には何らか真作の抛るべきものがあつて仮託されたのではないかと、なほそこばくの希望を繋ぐむきもないわけでなく、そのため鶴本末の原型について検討し、その性格を明らかにする作業を試みることは必ずしも無意義とはならないであらう。それになほ私一個の上をいふことが許されるなら、かうした復原の作業を通して仮託書の成立する過程や手順をうかがふことは、それ自体として少なからず知的興味を満足させることなのである。たとへば知恵の輪をもてあそぶやうな困惑と楽しみとでもいへようか。

さて右の作業を始めるに当つて、まづ鶴本末が、前掲古今集序注の伝へるやうな歌壇の動静を背景として成立したといふことを作業仮設として立てておきたい。さうとすれば(以下は前引旧稿で詳述したことなので要を摘んでいふ)鶴本末には必ずや六義説が含まれてゐたであらうから、現在仮託書の中ただ一つ六義説を具へてゐる三五記下が目されることになるが、次いで梵灯庵主返答書が伝聞によつて記してゐる鶴本末の内容はその中に愚秘抄を含んでゐたらしく思はれるので、当時における鶴本末は現存愚秘抄と三五記下とにかかはつてゐたと推定される。かういふ配偶のものを少くともある段階での鶴本末の形態と考へるなら、三五記上下を一对とする通行の形態はもとのものではないといはなければならぬし、愚秘抄の方も、通行本中の広本である類従本のやうな二部の形態とそれに見合ふ分量とをもつものは、やはり本来のものではなかつたらうと思はれる。即ち通行の愚秘抄上下(かりに新鶴本末とよぶ)、三五

記上下(鶴本末)といふ配偶乃至系列の成立する前段階に、それより一層簡潔な愚秘抄と、ある種の三五記下とを併せもつ鶴本末の存在が想定されるわけである。そしてその場合三五記上の方は、単に三五記と命名された単独の一書で、それが本来の形態であつた。

この本来の形態をよくうかがはせるのが桂宮本(外題は愚秘抄とある)一冊や、正和二年の奥書をもつ内閣文庫蔵三五記の上巻である。これらには類従本三五記上の序の末に「よて二帖の抄物」とある文言が「一帖」となつてをり、また類従本や板本の後半部をなすところの、殆んど詠歌一体を移したといつてもよい増補部分(「題を能々心得とるべき事」以下)を欠いて、巻末は「おのれは眼命を惜しむがごとくせよとて」から直ちに定家の奥書につづく著しい特色をもつてをり、為家以下の奥書も有しない(四頁下)。この形態を

後述の便宜のために、かりに一帖本三五記とよんでおかう。^{注二}この三五記が愚見抄にその名を引かれた「三五記」に該当するかどうかについて、私はすでに疑ひ、八島長寿氏は肯定されてゐるが(鶴本末の書^{形成考}漢四〇・一一)、いまはそれにふれることができない。

以上は旧稿に只今の私見も交へて要約したものであるが、以下はこれを考察の基礎として鶴本末を構成する愚秘抄、三五記下について、できる限り原初の形態に遡り、それらが一对として配偶された当初の状態をうかがふとともに、問題は果してそれで尽きるかどうか、あへていへばはじめに設定した作業仮設を越えて、如上の一对の形態以前になほ遡りうるものがあるのではないか、といふ推測をも検討してみたいと思ふ。

二 鶴本末の原初的形態

仮設の通り、鶺鴒末が鶺鴒の箱の納物といふ事実もしくは風聞を基として制作されたとするなら、すでに当初から一對を成してゐたと考へたいが、この点に關して注意されるのはゆる一冊本愚秘抄、三五記下それぞれ巻首・巻末部についてみられる次の類似である。〔引用文の表記はやや統一し、底本のままではない。〕
〔主な異同乃至底本の誤りと思はれる箇所は校注する。〕

〔巻首部〕愚秘抄「それ大和歌は人の心を種とすと貫之が書き侍るも、まことなるかなや。」〔日本歌学大系本。校合は静嘉堂文庫文化十二年写本。〕

三五記下「経信卿曰、和歌は隱遁の源として菩提をすすむる要路たりと。この事まことなるかなや。」〔前掲内閣文庫本。〕

〔巻末部〕愚秘抄「この条々大切の事どもなり。家の骨目とて亡父卿庭訓の侍りしにこそ。仍不可有他見物也。あなかしこく。」
三五記下「これらはさせることなきやうなれども、唯伝一子の秘事なり。おそらくは無沙汰の人のみぞ侍るらむ。別の事なれども固くまもりて不可及外聞者也。あなかしこく。」〔校合は神宮文庫永正六年写本。〕

巻首部のこの種の型は仮託書中、右の両書にのみみられるものであるが、巻末部も（特にその後半部はよくある型ながら）仮託書に限っていへば他に愚見抄がこれと親近を示すばかりである。即ち愚見抄「これ何となきやうなれども、道の骨目なるべし。人の目

たつるまでのことはあらじなれども、家の明規とあふぎて〔例〕を出すべからず。あなかしこく。」〔龍谷大学文正元年写本。校合は内閣文庫和歌八部書本。〕

といふのであるが、これとの關係は後にふれることとし、しばらく愚秘抄、三五記下のみを比較すれば、この程度に首尾を合はせた類似は一概に偶然と言ひ切れないものを感じさせる。むしろ両者を一

対とする意図に導かれた結果ではなからうか。さうとすれば両書を併せて鶺鴒末と呼んだ場合の本文の形態、少くともその一つの場合にこれであったと推定されるが、ここからさらに一層原始的な形態にまで遡れないものであらうか。

すでに私は愚秘抄については一冊本を採つたのであるが、この系統が最も原型に近く略本とは思はれないことの考証は別に期することとし〔参照〕、以下一冊本を規準としてその原型をうかがふよすがとして見よ。さうとすれば前掲巻末部をはじめ、幾つかの箇所について愚見抄との類似が目につくのである。

愚見抄の巻頭は「歌はいかにとあるべきものぞと尋ね侍りしかば、ただ心の及ぶところに叶はむとすべしと宣ひしは」といふ亡父卿の言葉ではじまつてゐるが、これは文形こそ異れ、愚秘抄が前記貫之の言葉ではじめたのと比較されるし、自悟自証を説くその趣旨においても類似するのである。愚秘抄の方はこの後「そもそも歌の体一境に限らずして、その姿さまざまに相分れたり。されば人のもとづき好むすぢぞ箇々にしてさらに一ならず」と起して十体論に移つてゆくが、愚見抄の方も「凡そ歌のさま一方ならず。さるから初心の時むねと（詠むべき姿を）思ひ分ち侍るがゆゆしき重事にて侍るなり」〔龍谷大学写本の誤脱を補ふ〕と起して、間に詞論を挿んではゐるが、十体論に進んでゆく点、論旨の構成、叙述の順序、文章ともに類似する。同様な類似は漢詩の説、実朝評、清輔・亡父卿評など（愚秘抄前半部）についても指摘され、これらを勘合すると前掲愚秘抄の巻末部と愚見抄のそれとの類似（特に「骨目」）も単なる空似として扱ふことはできないであらう。

愚見抄は了俊弁要抄によれば基本的学書の一つで、おそらく近代

秀歌・詠歌大概・毎月抄等と同様、定家の著作として冷泉家に伝来してゐたのではないかと思はれるが、それは通行の愚見抄とおそらく別書ではなかつたであらう。もとより通行のものは仮託書と考へる他はないものなので、これは冷泉家の所伝や了俊の確信の信憑性を疑はせる材料の一つとなるものであるが、しかし少くとも当時として愚見抄のもつこの信頼、權威を背景として産出されたのが愚秘抄であつたらうとは、旧稿でも推定し、今も考へてゐることである。このやうに愚秘抄と愚見抄との間に本文の構成・内容・文章について直接の影響や借用が認められるとすれば、一冊本愚秘抄の現形はその首尾を併せて、大凡愚秘抄の原型つまり鶉本の形態を伝へるものとみて差支ないのではなからうか。

次に三五記下について、前掲のやうな巻首部と巻末部ともつ本文は板本・類従本其他の写本の殆んどに通じてみられるものであるが、ただ静嘉堂文庫藏定家卿の記(上冊に正和二年)の下冊所収の本文は、右の巻末部はもとより、それに先行する「ほのほのと」の歌に関する長文の積義の部分を欠き、従つて「歌の点の長さ」に関する条で終つて、端に助字の類十余字を列挙し、奥書としては定家のもののみを附す、といふ形態を具へてゐる。

一般に本書の奥書についていへば、単に定家のもののみをもつもの、これに為家の奥書を加へたもの、さらに為氏の奥書を加へたもの、さらにこれらに為実のを加へたもの、最後に以上に応永・長祿の奥書を加へたもの等の五種が管見に入るが、本文については右の二種しかまだ知らない。そこで問題は巻末の積義の部分以下を欠いた「定家卿の記」がより原型に近いか、あるいは単なる脱漏にすぎないのかといふことになるが、これを考へるについて参考されるの

は前掲内閣文庫本で、これは上下両冊に互つて定家卿の記と全く同系統に属してゐるのである。注四

三 特に三五記下について

そこで両本の書写状態を明らかにするため主要な異同を一往上冊に遡つて摘記すると、まづ内閣文庫本の奥書は、定家の奥書の次に「本云」と注して為家以下正和二年までのすべてを並べる。即ち後者の奥書群は本来なかつたもので、他本から移されたことを示すものやうであるが、定家卿の記の方にはこの注記を欠くこと。次に内閣文庫本の特徴である前記「仍一帖」の「一」の文字が定家卿の記では消されてゐること。またその直前に二箇所の脱字(「惑」「ちぎる」)があるが、内閣文庫本もその点同じながら、ただ該箇所を空白にして残してゐること等である。これらによれば内閣文庫本の方が優れた書写状態を示し、定家卿の記よりも原型を髣髴させるものがあるといつて差支ないであらう。確かに定家卿の記に意識的な修正のあることは巻末近く「水体の玉」とあるべき本文が「底」となり、傍に「本ニ体トアリ」と注してゐるところにも示されるが、しかし同時にその親本は内閣文庫本のそれに較べて損傷が多く、あるいは欠損あるいは判読しがたい状態にあつたらしいことは、例へば十体中に引証されてゐる詩句に欠脱の目立つことにもうかがはれる。おそらく書写者は本文について特に私意を挿むつもりはなくても、批判を余儀なくされる場合があつたらうと想像される。

なほ両本の差異は十体の上にもみられる。即ち定家卿の記は詩句の題や作者名を注記することが多いけれども内閣文庫本にはこれがなく、代りに例歌について(必ずしも正確でないが)一部に出典の

勅撰集名を記し、また多く作者名を注記する。就中内閣文庫本が十体のはじめに「歌本事」と題してその目録を掲げてゐるのは注意されることで、これは前記桂宮本と同様である。目録の有無は諸本によつて様々であるが、いま前記一帖本系統に限つていへば、おそらくあるのが本来で、定家卿の記の方は誤脱といふよりも意図してこれを削除したのではないかと思ふ。

下冊の異同についても定家卿の記の方に疎漏がみえるが、問題の「ほのぼのと」の歌の積義の部分以下が大きくこちらに欠脱してゐる点は如何であらう。

しばらく前述の諸事実から推せば、これも定家卿の記の方の欠脱しかも意図して削除したのではないかと疑はれるが、しかしまた巻末といふ場所、欠脱箇所のみとまり工合などを考へると逆にそれは内閣文庫本における増補であり、定家卿の記の方に鶴本末の古体が残されてゐるかも考へられる。判定はやさしくなく、さらに諸本を渉猟する必要があるけれども、ただここで改めて確認しておかなければならないことは次の二点である。

第一、内閣文庫本の末尾がかりに後の増補であるとしても、前述の通りその増補の本文は愚秘抄の末尾と照応して、一対としての鶴本末の性格を鮮明にしたもの、いひかへれば鶴本末性を確立したものであるから、増補の時期は鶴本末系列の編成される以前でなければならぬこと。第二に、それにもかかわらず三五記下が三五記上と配偶されてゐる現形は、すでにこの本文が鶴本末を離れて鶴本末系列に再編成されたものであることを物語つてゐる点である。現に内閣文庫本では上冊の内題に「三五記 鷺本」、下冊に「三五記 鷺末」とあつてこの関係を明示してゐるが、それはかりでなく下冊

の奥書の上にもそれは明瞭に刻印されてゐるやうに思はれる。

この両本（内閣文庫本・定家卿の記）の下冊の奥書の特色は、定家卿のものしかない点であるが、その日附は諸本と同様、建保五年九月五日である。ところでこの日附に最も近接するのが愚秘抄の七月七日ではなくて、三五記上の八月十八日（諸本は二十八日であるが、序に記された日附と勘合してこちらをとる）であることは注意される。この三五記上の日附は仲秋の明月に住吉に参籠し、靈夢をえて起草されたといふ序の構想並びに「于時建保五年八月中旬に是を書きとぢめ畢」といふその結びに照応してゐるが、さらにこの構想は毎月抄にみえる明月記の由来になぞらへたらしく、三五記といふ名称にもまたかかはつてくる。つまり題号、構想、日附のすべてが一連の関係にあるわけで、八月十八日の日附は三五記上にとつて必然のものといはなければならぬ。三五記下の日附はこれを規準としてやや遅らせたもので、両書が相繼いで成立したことを示唆するらしく、おそらく三五記上下を一対として配した時の作為であつたらう。同時にこの日附の下につづく「遺老藤原朝臣定家」の署名も三五記上のそれに合はせたもので、愚秘抄の「前・中・納言藤原朝臣（定家）」（静嘉堂本は定家、二字を加へる）といふ官記に對立することは十分注目されてよいことである（補参照）。

このやうに検討してみると、かりに定家卿の記の本文の結びの形が古体を残すものであり、内閣文庫本のそれが後補の形を示すものであるとしても、その後補の時期は鶴本末系列の成立以前、いひかへれば定家卿の記の現形の成立以前であることを知る。つまり定家卿の記の成立する以前にすでに内閣文庫本の本文は成立してゐる筈であつて、今両本の現形を比較して、いづれの本文が古体か後補かを判定することは理由がない。従つて今は既述のやうな両本の書写

状態の優劣から類推して内閣文庫本の方が原型に近く、定家卿の記は何らかの理由でこれを削除したとみるべきではないかと思ふが、その点、次にや別の角度からも考へたい。

四 三五記下と和歌密書と

三五記下の本文は旧稿にも記した通り、はじめに和歌知頭集の序を踏まへて三十一字の意義を述べ、次いで亡父卿が霊夢の中で「ほのぼのと」の歌を感得したこと、次に六体と長歌短歌の説、最後に六義のことにふれてゐるが、それ以下の本文は大凡これらを説き直したもので、前者を序説、後者を本論とよんでも多くは誤らなかつたであらう。本論は六義について最も委曲を尽し、六体其他については簡略に、卷末の「ほのぼのと」の歌の釈義の部分はまた頗る詳細である。かういふ本文の構成を考へ、かつこの歌の釈義の部分が序説の霊夢のことに照応する本論の一部であることを知れば、それを後の恣意的な増補とみるよりも、はじめから三五記下の一部として作成されたものとみる方が妥当ではないかと思ふ。

この釈義の内容は、一般に相伝説を強く押出してゐる本書の中でも特にその態度の著しいもので、わづらはしいまでに諸家の説を對比したり、「無上の大事」「深秘の習」などの用語のみえるなどそれである。あるいは一篇の奥義に擬したもので、問答形式をかりた叙述法もこの印象を助けるやうである。卷末に「唯伝一子の秘事」とあるのは三五記下全体の結びで、巻中の相伝説を主として念頭においたものかと思はれるが、あるいはその前につづくこの釈義の部分のみをさすのかもしれない。

ところで序説と照応する如上の叙述の外に、序説に含まれない

「刃序題曲流 以下「歌の点の長さ」に至る七箇条が本論にはある。異質的な構成部分といはなければならぬが、この部分が六義の条とともに図書寮蔵和歌密書の内容と重なることは興味深い。次にその関係を考察し、三五記下の本文の成立について推定を試みたいと思ふ。

和歌密書は八箇条から成り、その第一用意部はすでに大日本歌書綜覧に解説されてゐる通り、八雲御抄の用意部によつてゐる。やや蛇足を加へると御抄の冒頭から「うけられぬ事」六項、「思ふべき事」六項並びに部末の結びの文章を移したもので、二箇所ほどに省略があるが、丁寧な抜書といはなければならぬ。おもふに詠歌一体・和歌用意条々・毎月抄・竹園抄・悦目抄等、鎌倉期から南北朝期にかけて書きつがれた真偽取交ぜての歌字書に与へた御抄の影響は甚大なので、ここでも興味は深いのであるが、いまその点にふれることはできない。次に第二六義部から第八疎句部までが三五記下の本文と重なる部分で、すでに三輪正胤君が指摘されてゐる。

〔竹園抄の成立に関する二三の
問題〕國語國文学、昭三・三

さうとすれば本書は御抄と三五記下とからその肝要をぬいて合はせたにすぎないやうにもみえるけれども、三五記下に関する限りさうでない。即ち両書の本文を比較して第一に言へることは字句の意識的な変更や相当量の文言の出入が目につくことであるが、その関係は一方的なものではなく、おそらく共通の本文に基いて相互に変更や増補、削除などの加へられた結果とみるべきものやうである。

第二に、この原型と思はれる共通の本文に対して注釈的乃至批判的な文言を添加してゐることは三五記下の方に著しいことである。如上の事実のよく現はれてゐる箇所が即ち、「題対と云事」以下の各

条並びに六義である。

まづ題対の条について三五記下をみると、「詞の縁」とか「縁の詞」とかいはれてゐるのは愚秘抄や和歌大綱などと同様、いはゆる縁語のことらしいが、これが題対といふ耳馴れない語とどう関係するかは明らかではない。しかし題とはその前条に説かれてゐる辺序題曲流の題であらうから、「次第に句ごとに詞の縁あること」をあはせくだすなり」とは第三句を中心に下句を縁語で綴つてゆくことをいつたものと思ふ。この点和歌密書では、辺序題曲流の本文の末に「相伝云、歌をば木にもし譬へば根より本、本より枝、枝より葉、このやうに続くべし」にはじまる説明がつけられ、縁語や題の取扱ひ方が敷衍されてゐるので、それによせてこの条を読み下すと必ずしも難解とはいはれない。しかし三五記下の方は右の説明を欠くために（右に引いた譬喩は愚秘抄が親句を平懐として退けるために用ひてゐるので、ここでは不適當として避けたのかもしれない）題対の語とその本文との関係が唐突になるが、加へてその文中に「物に對せられてよめば」といふ注釈的な一句が挿まれてゐるために、一層題対の意味が晦まされてゐる觀がある。おそらく原意の分らなくなつてゐたためのさかしらであらう。

次にこの条の後半であるが、密書では上下句の相叶ふべきことを述べて「(上略)下句くだけたらば上句くたくべからず。上下ともにくだけたる歌いまだ秀歌の中に侍らず」と記してゐるが、三五記下では「(上略)下くだけたらば上句のびやかに詠め申したり」と承けて、「されども愚意にはくだけたる歌ははや一体にて、上句下句くだけ、のびやかに、けたかからむ歌はまた上下句その一具に詠みたらむぞよろしかるべき」と轉じてゆく。おもふに三五記下は

一往密書と歩みを共にしながらやがてその主張を越える必要を認めため、まづ前者の一部(傍縁部)を削除し、代りに新しい文言を加へたといふ手順になるのであらう。(この緩和された主張は愚秘抄にもみえるものである)

ところで密書の右の文言は、さきに密書が披書した御抄の用意部の本文に後統する(直ぐつづいてではないが)次の文言に類似してゐることに注意したい。煩瑣になるがもう一度兩文を対照すれば、

八雪御抄「題をえて歌を案ずることは題にむかははいひにくし。第一歌のよきやうはただすぐにえんなるべきなり。(中略)上句くだけたらば下句はかまへてすぐに、下句ことがましくは上をすぐによむべし。上下ともにすぐなるは本なり。上下ともにくだけたるはいまだ秀歌にこれを聞かず。」(校本八雪御抄とその研究)

和歌密書「題対云事、次第に句ごとに詞の縁ある事を合て足也。

是を縁の詞とも云也。但かくは申侍れども、つづかれぬを相構々々たしつづけむとちぢみたるは、中々つづかぬには劣り侍るべし。上句くだけたらば下句くたくべからず。下句くだけたらば上句くたくべからず。上下ともにくだけたる歌いまだ秀歌の中に侍らず。」

密書の後半の傍縁部が御抄の文形に近いことは否定できないが、それとともに前半部における密書の「題対」「縁」に対する御抄の「題にむかふ」「艶」の類似も偶然とは思はれないし、「ちぢみたる」と「ただすぐ」との間に意味の関聯もないわけではなく、現に御抄のこの後につづく文中には「こしらへちぢまかす」の語もみえる。そこでこれも密書が御抄の本文を借用したといふなら、密書の誤読・曲解には真に恐るべきものがあつたと評さなければならぬが

(密書が御抄の用意部を抜書した前述の箇所にも、雖に縁の字、しかし私はやはり借用と認める方に傾く。ただその場合の密書の態度を付度すれば、必ずしも誤読・曲解に基くのではなく、辺序題曲流説に次いで題をとりあげた関係から自然に御抄のその箇所が想起され、換骨奪胎したのではないかと思ふ。さうとすれば御抄の本文に近い密書の方がそれに遠い三五記下より一層原型に近いといはなければならぬであらう。

次に「縁字と云事」の条も、密書では「終の句の詞に始の五文字のはじめの字のあふを云也(下略)」とあるが、三五記下では「後の句の詞に始の五文字の(下略)」とあり、次いで「問云、さては縁字と申もたださきの首尾にかはる所侍らず、如何。答云(下略)」と記してゐる。これは密書の方が原型を示し、後者はその文意が分らなくて濫りに改竄したのであらうが、そのため却って前条の「歌首尾と云事」の趣旨と混同を生じて釈明せざるをえなかつたのである。しかしこの釈明によれば後の「疎句と云事」の趣旨とまた区別がつかなくなるであらう。

次に「疎句と云事」の条は、はじめに疎句の規定があり、つづいて三五記下では「或人の云、親句に秀歌稀なり、疎句によき歌しげしと申せり。まことにや」といふ文章の加はつてゐるのが注意される。やはり注釈的部分といつてよいが、ここで「或人の云」とは愚秘抄に経信の語として引かれてゐるものに相当し、本書はこれを疑つた形になる。おそらくこの注釈にも理由があつたと思ふ。即ちこの疎句の条の前には「親句と云事」の条があるが、そこで範例として掲げられてゐるのが他でもなく「ほのほのと」の歌なのである。さうとすれば三五記下の立場は親句を最勝の様式と見なしてゐたと

いはなければならないが、これは本書と一対をなす愚秘抄のあの経信の語と矛盾することとならう。それで一往経信の語をそれとなく引いて、しばらく存疑としたのではなからうか。

さて辺序題曲流説から右の疎句説までは一首における句と句との応和を説いたものであるが、三五記下ではその次に突然「歌の点の長さ」に関する一条がくる。しかし密書では、この合点に関する故実のことは独立の一条としてではなく、右の全簡条を承けた結びの文章として現はれる。即ち「如此の事を覚悟して歌の点を可合也」とあつて下につづくのであるが、この形態こそ自然であり、おそらく原型に近いものであつたと思ふ。

如上と同様の問題は遡つて六義の条にも少くない。まづ風歌についていへば、三五記下に「相伝云」とあるのが密書には「法印御房の云」とあること。また賦歌の条では三五記下が「私云これをもて思ふに」とあるのが密書には「師云私以之思に」とあることなどで、これらはいづれも三五記下が強ひて簡潔に従つたと説明することが^{注五}できるであらう。しかし頌歌となると、三五記下に「顕昭が云」とあるのが密書では「相伝云」とあり、逆に前者が特殊な形を示してゐるのに出会ふ。つまり三五記下では俊成説と顕昭説との応対、密書では俊成説と相伝説との応対の形となるのであるが、後者は一見自家説内での撞着のやうにもみえるので、三五記下はあへてこれを俊成対顕昭の關係に置換へたと解釈できるかもしれない。しかしなほ詳しくは考へてみる余地がある。

次に最も問題を孕んでゐるのが比歌の中の行頭比で、叙述・文意ともに両者の間に異同が多い。そのうち一往行文も流暢で、意味もそれなりに分るのは三五記下の方であるが、それでも手へられた命

題に対する説明としては意を尽さない憾みがあり、特に行頭比と偏頭比と同義であるといふ点についてさうである。「必ずしも暮春に限るべからず。一切の歌に」とか「さきの歌は叶はずや」などといった批判乃至注釈の加へられてゐるのはそれを認めたのであらうか。密書の方は無理に命題に答へようとして附会の観が著しく、文意も一層晦渋である。いったい「行頭」が何を意味するのかよく分らないが、他方の「両頭」に対していへば、二事をナラべて、しかも一事をもつて頭はす意とみたい。あるいは端的に行頭は片頭の誤写で、それゆゑ両頭と対しうるのであり、また偏頭とも同音で通用すること、あたかも義体比と企体比(内閣文庫本には全体とあるが、神宮文庫永正の六年本・天理図書館正徹奥書本其他による)との関係のごときものではなからうかと推測して見るのであるが、諸本いづれも「行」の字形である。いづれにしても行の字を單純にユクと解しては分らないところである。しかしさう解した形跡は三五記下にもないわけでないが、密書の方は全くその説明に絡始してをり、すでに意味が分らなくなったための附会であることを示してゐる。それにしても説明は密書の方が詳細で、注釈乃至批判的部分を除けば三五記下の文形の殆んどはこちらに含まれてゐるといふといけれども、如上によつて、附会のまだしも少い三五記下の方がよりよく原文の佛を残してゐるのではなからうか。

他にも三五記下について注目されるのは、六義の証歌について金吾説と称する本文異同をあげ、これを支持してゐるところが三箇所みえることであるが(この種の注記は愚見抄にもみえるものである)、密書はそのすべてを欠いてゐるのである。これもおそらくないのが原型で、このことは三五記下のある時期、成立段階で附加された性格が何であるかを物語つてゐるやうに思はれる。

五 三五記下の原型について

旧稿にも記したが、定家仮託書が一樣に亡父卿を立てることは尤もとして、さらに愚秘抄は経信・俊頼を宗とする態度をみせ、他方愚見抄・三五記上それに桐火桶はいづれも濃淡の差こそあれ基俊を立ててゐた。経信・俊頼・俊成・定家をつなぐ系統をかりに経信系とよび、基俊・俊成・定家のそれを基俊系とよぶなら、この両系の特色をなほよく示す徴証として既述の定家の奥書が注目される。即ちただ一つ経信系である愚秘抄のそれは「前中納言」と記されてゐるのに対し、基俊系に属するものはすべて「遺老」となつてゐるからである。このやうに二系統の対立は鮮明で、おそらく制作者や成立事情と絡むところが大きいと思ふが、詳しくは別稿に期さなければならぬ。

かうした二系統の対立の中に挿つて、ただ一つ性格の曖昧なのが三五記下である。即ち本書は冒頭から経信作と伝へる知願集を引いて経信を宗とするかのやうでありながら、文中またしきりに金吾つまり基俊説を引いてこれに従う態度をみせてをり、「ほのぼの」との歌の釈義の部分に殊にそれが著しい。三五記下における二系統の混淆はおそらく成立過程の重層を意味するもので、どちらかが後來の附加的なものではないかと思ふ。が、既述の通り愚秘抄、三五記下は当初から一対の鶴本末として成立したと考へられるので、愚秘抄と同様に三五記下もはじめはまづ経信系として出発したと想定される。そこで仮託者はことさら冒頭に「経信卿曰注七」とおき、やがて巻首・巻末部の文形を愚秘抄に倣つて作爲したのであるが、其後鶴本末の性格・成立事情が忘れられ、かつ仮託書一般が基俊系に馴致さ

れてゆく風潮^{注九}に従つて本書の中にも基俊的要素が滲透してきたと推定したい。管見の及ぶ限りでは三五記下の諸本はすべてこの段階のものである。ところで問題はこの段階を鶴本末期の内とみるか、あるいはすでに鶴本末が崩壊して三五記下が新制の鷲本末系列に再編成された時期とみるかであるが、前者とすれば鶴本末の一半をなす愚秘抄の方に基俊的要素の滲透がみられないことが不審となる。従つて後者と見、鷲本末系列に編入された後、あるいは再編成の過程で本文の修補が試みられたと考へるのであるが、それは既述の通り(五頁下)定家の奥書の日附や官記を三五記上にあはせて作爲した、それと一連の作業であつたと思ふ。

以上のやうに想定できるとすれば、三五記下の原初的形態は少くとも現形から基俊的要素を排除したものでなければならぬが、それを六義の部分についていへば、前述のやうに基俊的注記を含まない密書の本文が原型に近かつたと考へられる。そこで問題は密書と三五記下の原型との関係にしばられるが、その際考へなければならぬことは、密書の内容と重さなる部分と重さならない部分とのいづれが三五記下にとつてより本来のものであつたかといふことである。しかしこれも最初に設定した通り、六義説こそ三五記下の不可欠の内容と思はれるので、それを含む密書と共通の部分こそ三五記下の中核であつたと解しなければならぬ。つまり三五記下は密書と共通の一祖本をあたかも真珠における核といつて滑稽であれば、金平糖における芥子粒の如くにして形成されてきたとみるのであるが、密書から推定される限り、この一祖本はまだ定家に仮託されてゐなかつたことは重要である。即ち密書の識語は「本云凡此道至極条々載之畢。仍為備後家之了見、不顧老眼不堪所驗墨也。尚以不可有

他見云々。前藤亜相在判」とあり、次いで本書を為実から申出して延慶二年十一月月上旬に書写したといふ通春の奥書が加はる。前藤亜相は為実の父為氏らしくもみえるが、むしろ為家とみるのが順道であつたかもしれない。ともかく前藤亜相が相伝説をはじめ、いくつかに至極の故実を集めて家学に備へようとしたといふ趣旨らしく読まれるが、本書の内容は「至極」ともかく、「条々載之畢」といふにはふさはしいもので個人的な著作といふには程遠い。従つてもし前藤亜相を為家と見、また右の奥書がもとから本書に附けられてゐたものとするなら、やはり仮託書と考へざるをえないやうであるが、その場合ここに為実の名が現はれてゐることは、板本三五記や愚秘抄の奥書にみえるそれと同様に興味深い。しかしこれも今とりわけて論ずることはできない。^{注九}

かくて仮託書鶴本末の成立過程、手順を推定すると、まづ鶴本は経信系仮託書の第一号として出現したもので、粉本を基俊系第一号の愚見抄に求め、従つてその構成・叙述・内容に依拠しながら、基俊的要素の排除、経信的色彩の強調といふ一点において明瞭にこれと対立するに至つたのであるが、次いでその「末」に当る三五記下は、その粉本を未だ定家仮託書ならぬ一伝書——和歌密書の祖本に求め、これを本体として、さらに当時「譜代相伝之秘本」とされてゐたらしい知頭集(圖書寮本上巻奥書による。尤もこの本は序を有しないが)や私見等によつてその首尾を補ひ、かつ「本」にあはせて若干の修訂を試みたのである。

おもふにこの祖本と愚見抄とは必ずしも同一人の手に成るものではなかつたであらうし、また当初から相互に関眼的に成立したとも限らない。否愚秘抄、密書の現形から推せば、右のいづれの意味においてもそれぞれ別箇にと考へる方が適切であらう。このやうに本

来は別箇にあった二種の書を、当時の歌壇の風聞(親房古今集序注の伝へるやうな)や期待に応へるに恰好の資料として選擇し、やがてこれを粉本に、仮託の明瞭な自覚をもって作為述作されたのが、愚秘抄・三五記下を配偶とする最初の鶴本末であつたと思ふ。

(一九六七・二・二五)

末端ながら本稿を草するについて図書の間覧を許された各図書館に厚く御礼申上げたい。とくに龍門文庫、龍谷大学附属図書館の間覧については川瀬一馬氏、真鍋広濟氏・宗政五十緒氏の御厚情にあつかった。記して深謝申上げる。

(本学教授)

注

一、鶴本末に対して鷺本末の系列が立てられ、愚秘抄上下・三五記上下がそれぞれこれらに配されるのに至つても、鶴本末即ち「鶴本鷺末」をもつて一対とする旧来の觀念は俄かに失はれなかつたやうである。一例は静嘉堂文庫蔵文化十一年写の愚秘抄で、これは鶴本として一冊本愚秘抄を、鶴末として八島長寿氏「鶴鷺の書形成考」にいはゆる桐火桶一本を配したものであるが、この鶴末が承けてゐるのは(その巻頭文によれば)「鶴本」とともに「鷺」(これが三五記下を含むことは確實である)である(静嘉堂本に「鷺本」とあるのは「鶴本」の誤写。架蔵の文明十五年写本には単に「本」とある)。また板本「鶴本」(愚秘抄上)も巻末に「鷺末」を予告してゐるが、それは内容からみて三五記下を意味すると思はれ、やはり鶴本鷺末を結ぶ韌帯の根強さを物語つてゐるやうである。板本系愚秘抄の古写である蓬左文庫本二冊が「鶴本鷺末」と

命名されてゐるのは誤りではあるが、同じ意味あひから興味深い。因みにその宝徳四年の奥書にはこの命名の対として「鷺本鶴末」の称呼がみえる。三五記上下をさすのであらうが、現に板本三五記二冊の内題がそれぞれ「鷺本」「末鳥(鶴)」となつてゐるのは、あながち誤刻ではなかつたかもしれない。

二、「三五記」の本文としては一帖本三五記が最も原型に近いと思ふ。ただ神宮文庫本「三五記 鷺本」は通行本と同様、詠歌一体を移した増補部分以下のすべてを具へた後補本でありながら、それに先行する本文は一帖本よりも一層簡潔で、「(上略)道のたたずまひをよく覚り知るべき故実これより外にはとぞ賞せられ侍る、いかん」で終つてゐる。また板本もこの所に傍注して「一本此段是より奥無之」とある。ところでこの後に続く文言は一帖本の中でも桂宮本と内閣文庫本とは異り、内閣文庫本は特殊である。おそらくこの辺り乃至これ以後は修訂の加はつてゐる部分らしく、その意味から神宮文庫本の簡潔な本文は、あるいは原型三五記の結びの形を示唆するところがあるかもしれない。

三、日本歌学大系所収の一冊本愚秘抄は完本として扱はれてゐるが、これは注一に記した静嘉堂本の前半「鶴本」のみが離脱した形でもと「鶴末」(桐火桶一本)を具へてゐた筈のものである。従つて鶴本鶴末二冊といふのがあるべき形である。しかしこの鶴本一冊が板本や類従本愚秘抄二冊の内容に相当するので、愚秘抄としてみる限り一冊本とよぶことは適切であり、本稿もこの称呼に従ひたい。因みに、右の桐火桶一本(鶴末)について八島氏は「流布本(桐火桶)の古型」と認められてゐる。いかにもその本文は、早く桐火桶抄が指摘したやうな偽書性のいくつかを免れてをり注

目されるが、しかし注一でふれたその巻頭の文言に関する限り、この鶴末は鶴本と一双を成して驚に対立する。即ち新鶴本末系列の成立してゐる立場で書かれてゐるのであるから、その意味では同じ箇所に「鶴の本末等に申し侍りぬ」「かの巻どもに」とある通行の桐火桶の方がむしろ古体であり、桐火桶一本（鶴末）の巻首部は新鶴本末系列の成立に伴ふ改竄と推定される。

さらにこの桐火桶一本（鶴末）の定家の奥書の日附は七月八日とあるが、これは鶴本に七月七日とあるのに合はせたものである。しかし注一に記した通り、この鶴末が承けてゐる「驚」つまり三五記下の定家の奥書は諸本とも九月五日であるから前後矛盾するであらう。この点は通行本桐火桶に「臘月下旬」とあるのが無難である。おもふに桐火桶一本の奥書は板本愚秘抄のそれを移したもので、それを必要の最少限度で（定家・為家の部分など）鶴本の奥書によつて修訂を加へ、本末としての辻褄をあはせたものにしてすぎない。

四、内閣文庫本・定家卿の記は、いづれも上冊に「正和二年六月二十三日蒙芳免書写畢」の奥書をもつ。この奥書をもつものに注二所掲の神宮文庫本があるが、その本文はそこに記した通り内閣文庫本と著しく異り、後補のものである。この写本は鶯本（三五記上）のみの零本なので、後半の本文は分らないが、ともかく奥書からは正和二年系統本とみえても本文の異なる一本である。従つて内閣文庫本と定家卿の記とが、奥書・本文にわたつて、しかも上下両冊とも同系統に属することは強調されてよいであらう。

五、龍門文庫蔵古今集注冷泉家伝には「金吾の云、私に是をもて思ふに」とあつて字句は密書ともちがふが同義で、その意味を一層

くだいた形となつてゐる。

六、経信系についていへば、統類従本知願集に「相伝の人々」として経信・俊頼・俊恵・寂蓮以下を掲げてゐるのと、玉葉を批判した歌苑通署事書がやや基俊を貶しつゝ、連署人の中に俊恵・寂蓮を加へてゐるのとを關係させて考えることができよう。即ち二条家に近いことを思はせる。また基俊系については、注五に引いた古今集注の奥書が定家・為家・為相・大江広貞とつづき、かつ別に系統を立てて、定家から俊成・基俊に遡ることを示してゐるのを参考することができる。即ち冷泉家に近いことを思はせる。しかし旧稿に論じたやうに、仮託書の制作はいづれの嫡流の手に成るものではなく、その庶流乃至傍系のもの作爲であると考へる。前掲八島氏の御論考は、一冊本愚秘抄、三五記下がともに冷泉関係の文書でないとする指摘をはじめとして、氏が立てられた種々の段階における仮託書のそれぞれの形態が冷泉派の可否かの考察を一眼目としてゐられるが、細部に異論はあるにしても示教されるところの多かつたことを申添へたい。

七、三五記下のこの冒頭言は、密書の賦歌の解説に（「咲く花に思ひつくみの」の歌にふれて）、「此歌の徳として、よしなしの心出来れば終に大菩提の心もおこるべし。経信大納言の云、歌は是陰道の源として菩提をすすむ要路たりといへり」とあるのに合致するのが注意される。しかし三五記下が直接知願集に拠つてゐるらしいことは単に冒頭言ばかりでなく、三十一字三十一相説や五句五輪説、長歌短歌の説、六体六道説等にわたつて否定できないので、密書が三五記下の一部を引いたと考へることはできて、その逆を考へることは迂遠である。注五所引の古今集注は密書とは

ぼ同文であるが、経信を轉じて行基菩薩に改めてゐる。すでに経信であることの意味が忘れられ、分り易さに従つたのである。三
五記下から密書、さらに古今注へといふ推移が辿られよう。

八、この風潮は経信系として出発した鶴本（一冊本愚秘抄）が、その増補系である板本や類従本になると著しく基俊的要素を増殖させてゐる事実の中に典型的にみることが出来る。この間の消息については八島氏が前掲御論考で言及されてゐる。ただ一冊本愚秘抄が直接板本、類従本に展開したかどうかは疑点もあり、むしろ一つの原型から派生した三系統に属するのではないかと臆測する（細部における三者間の影響関係は否定できないが）。詳しくはさらに考へてみなければならないが、しかし一冊本が原型に最も近い状態を保持し、他が原型からそれぞれ展開、増補された形を示すことに異論はない。

九、井上宗雄氏「中世歌壇史の研究、南北朝篇」は密書について為実の制作かと推測されてゐる。のみならず神宮文庫本「三五記驚本」其他にみえる正和二年の通春の奥書や、内閣文庫本「鶴の本すゑ」（愚秘抄上下）其他にみえる正和三年の通春の奥書に基いて、三五記・愚秘抄がほぼ正和二、三年までに為実によつて制作されたかとも推測されてゐる。教示されるところが多いが、このうち三五記・愚秘抄についていへば、注二にも記した通り、右の神宮文庫本の本文は後の増補本であり、右の内閣文庫本の本文も殆んど板本に異らないので、やはり一冊本に比べて増補系に属する。従つてこの両本の系統でより善本が得られない限り、氏の推測は直ちに原型鶴本末の成立時期やその制作者を規定することにはならないであらう。

一〇、その点は八島氏の前掲論文（同紀要三四頁）ですでに言及されてゐるが、さらに本文の上ばかりでなく、愚見抄にみえる基俊系奥書の特色である「遺老」を、愚秘抄がことさら「前中納言」に改めたことにも端的に現はれてゐる。
（本学教授）